

倉敷市人口推計業務委託仕様書

- 1 委託業務名 倉敷市人口推計業務委託
- 2 業務委託期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務の目的

倉敷市の将来の人口推計を実施し、本市の政策決定及び各種計画策定等の基礎資料とすることを目的とする。また、本市の人口の現状及び長期的な将来展望を分析し、倉敷市の人口ビジョンの改訂案の作成を行うことを目的とする。

4 業務内容

(1) 人口推計の作成

下記アの人口推計作成を行う。

ア 倉敷市内8地区（倉敷、水島、児島、玉島、庄、茶屋町、船穂、真備地区）の人口推計を作成する。

(ア)推計結果は、男女別、国籍別（日本人・外国人の別）、年齢5歳階級別、地域別とし、かつ1年ごととする。

(イ)基準人口は、住民基本台帳による2023（令和5）年12月31日時点の人口、推計期間は2050（令和32）年末までとする。

(ウ)推計にあたっては、コーホート要因法を基本とするが、より精度の高い方法による推計も可能とする。

(エ)出生、死亡、転出・転入等の各仮定値は、倉敷市の現状を基本とし、受託業者の推計業務の実績、技術及び知識並びに国等の各推計も考慮した合理的な値とする。仮定値の設定にあたっては、仮定値の案及びその仮定値の案に基づく推計結果を示すものとする。

(オ)推計するにあたっては、社会移動（転出・転入）を考慮せず、生存率と出生率のみで算出する封鎖人口の推計結果も示すこと。

(カ)推計ケースは3ケース程度とし、協議により決定する。

(キ)推計には、本市において計算式や参照先等が確認できるよう、マイクロソフト社 excel で編集可能な表計算ソフト等を使用すること。

イ 上記アの人口推計作成に関して、よりわかりやすく精度の高い内容をめざすための追加提案（ただし、契約金額の範囲内とする。）を行うことも可能とする。

ウ 打合せは、業務着手時、中間時、成果品納入時の計3回は少なくとも行うこと。また、業務実施上で疑義が生じた場合等その他必要に応じて協議時間を設けること。

(2) 人口ビジョンの改訂案の作成

- ア 各分野の各種統計データや国の長期ビジョンを収集・分析するとともに、様々な外的要因を考慮した上で、本市の人口の現状及び長期的な将来展望を分析するなど、人口ビジョンの改訂案の作成を総合的に支援すること。
- イ 県、他の中核市との比較や、本市の市民アンケート調査結果などにより、本市の課題を示し、倉敷市の人口の中長期目標について提案を行うこと。なお、中期目標は令和12（2030）年、長期目標は令和32（2050）年とする。

(3) その他

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打ち合わせを行い、連絡体制及び作業工程の作成、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成し、本市に提出すること。

5 成果品の提出（いずれもA4版3部及び電子媒体を提出）

- ・人口推計
- ・人口ビジョン改訂案（※電子媒体は、デザイン・レイアウトを含めた印刷用データ）

6 調査等

倉敷市は、必要に応じて受託者に本業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

7 著作権等

- (1) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則としてすべて倉敷市に帰属するものとする。
- (2) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、倉敷市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、倉敷市と受託者とが協議して定めるものとする。